

シキハ土越スルニ

第十條 職業者ハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ
前項ノ手前ニ意リシキハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ
イキハ前項ノ手前ニ意リシキハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ

第十三條 人謀シキハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ
前項ノ手前ニ意リシキハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ

第十二條 職業者ハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ
前項ノ手前ニ意リシキハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ

第十一條 職業者ハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ
前項ノ手前ニ意リシキハ其ノ職ノ爲メニ必要ナル器具材料等ノ購取ニテ

財團法人協同會大阪支所

第十五條 就業中ハ技工長（補）ノ外猥リニ外來人ト自談スル事
ヲ得ズ

第十六條 食事ハ休憩時間中ニ之ヲ爲スベシ

第十七條 病氣又ハ事故ニ依リ就業中途ニテ退場セントスルトキ
ハ技工長技師ノ許可ヲ得テ係員ヨリ勤怠表ヲ受領シ退場スベ
シ

第十八條 早引ノ場合就業時間ニ對シ一時間一割一分トス
但シ一日ハ就業時間九時ト見做ス

第十九條 技工疾病其他止ムヲ得ザル事由ニ依リ缺勤セントスル
トキハ當日迄ニ書面又ハ傳言ヲ以テ其旨届出スベシ

第二十條 休日ハ左ノ通りトス
但シ都合ニヨリ増減變更スルコトアルベシ

一、第一 第三日曜日
二、紀元節、神武天皇祭、天長節